

## 宇都宮市広告事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、市が保有又は管理する資産等（以下「資産等」という。）への有料広告の掲載事業（以下「広告事業」という。）を通じて、新たな財源の確保及び資産等の有効活用を図るとともに、事業者等への広告掲載機会の提供及び市民への情報提供を行うことで、地域経済の発展へ寄与することを目的とする。

### （広告媒体）

第2条 広告事業を実施する資産は、次のとおりとする。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市が所有する構造物及び公用車
- (3) 市が管理するホームページ
- (4) その他広告媒体として活用できる資産で別に定めるもの

### （広告掲載の範囲）

第3条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題について主義主張するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) その他広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

### （広告掲載の承諾等）

第4条 広告を掲載しようとする者は、当該広告掲載に係る広告物の内容、デザイン、形状、材質等（以下「仕様」という。）について、あらかじめ市長の承諾又は許可（以下「承諾等」という。）を受けなければならない。

2 市長は、承諾等の可否を第3条の規定により定める広告掲載の基準により決定し、広

告を掲載しようとする者にその旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による承諾等を受けた者（以下「広告主」という。）は、あらかじめ市長の承諾を得て当該承諾等に係る必要な手続等を広告代理業を営む者、広告看板等の製作者又はこれらに類する者（以下「広告取扱者」という。）に代行させることができる。

4 市長は、承諾等を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

（権利譲渡等の禁止）

第5条 広告主は、承諾等を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（広告物の掲載）

第6条 広告主又は広告取扱者は、広告を掲載するときは、その方法、日程等について市長と協議の上、その指示に従わなければならない。

（広告主及び広告取扱者の義務）

第7条 広告主及び広告取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告の内容等が承諾等又は当該承諾等に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主及び広告取扱者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

（広告掲載に係る契約の解除及び許可の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 広告主及び広告取扱者が第4条第4項の規定による指示又は条件に従わないとき。
- (2) 承諾等を行った後の事情変更等により広告の内容等が第3条の基準に抵触したとき。
- (3) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

（広告物の撤去等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告を掲載した広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 広告主及び広告取扱者が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず，又は削除しないとき。
  - (2) 前条の規定により広告掲載に係る契約の解除又は許可の取消しをなされた広告主及び広告取扱者が広告物を撤去せず，又は削除しないとき。
  - (3) 広告主が，指名競争参加資格の停止又は取消しを受けたとき。
  - (4) 広告主が倒産，解散等により消滅したとき。
- 2 前項の広告物の撤去，削除又は塗りつぶし等に要する費用は，広告主及び広告取扱者の負担とする。ただし，前項第4号の事由による場合は，この限りでない。

(広告選定委員会の設置)

第10条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため，宇都宮市広告選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は，委員長，副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員会の委員長には行政経営部次長を，副委員長には財政課長を，委員には別表に掲げる者及び市長がその都度必要と認める職員をもって充てる。
- 4 委員長は，委員会の事務を総理する。
- 5 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。
- 6 委員会は，次に掲げる事項について検討を行い，その結果を市長に報告するものとする。
  - (1) 第4条第2項の決定が困難な広告掲載の当該決定に関すること。
  - (2) その他広告掲載に関し市長が必要と認める事項

(会議)

第11条 委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が必要と認めたときに，委員長が招集する。

- 2 会議は，委員長がその議長となる。
- 3 会議は，委員の過半数以上が出席しなければ，これを開くことができない。
- 4 会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。
- 5 委員長は，広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長を審査会に出席させ，その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 1 2 条 委員会の庶務は、行政経営部財政課において処理する。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 0 条関係）

|                                   |
|-----------------------------------|
| 広報広聴課長，管財課長，子ども政策課長，産業政策課長，都市計画課長 |
|-----------------------------------|

## 宇都宮市広告事業掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇都宮市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、広告媒体に掲載できる広告に関する基準を定めるものとする。

(広告事業に関する基本的な考え方)

第2条 宇都宮市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。

(業種又は業者の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの

(2) 消費者金融又は高利貸しに係るもの

(3) たばこに係るもの

(4) 公営を除くギャンブルに係るもの

(5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの

(6) 市の指名停止措置を受けているもの

(7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(広告内容の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、掲載しない。

(1) 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品その他掲載することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの

(2) 他の者をひぼうし、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

(5) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(6) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(7) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの

- (8) 性的感情を著しく刺激するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 犯罪を著しく誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 粗暴性又は残虐性を著しく助長するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 虚偽、誇大又はまぎらわしい表現等により消費者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの

(広告内容の修正等)

第5条 市長は、前2条に掲げる基準に基づき、広告ごとにその具体的な内容を判断するものとし、審査の結果、当該審査に係る広告に修正等をすべき箇所があるときは、その修正等を広告を掲載しようとする者に求めることができる。

2 広告を掲載しようとする者は、正当な理由がない場合は、前項に規定する修正等の求めに応じなければならない。

(個別の基準)

第6条 この基準に定めるもののほか、広告事案の性質に応じて、広告内容等に関する個別の基準が必要な場合は、別途作成するものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から適用する。